



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価 (送料共) 1 か月 2,200 円

目次 (*については県法規集掲載事項)

○ 規則

- *46 和歌山県税規則等の一部を改正する規則 (税務課)
- *47 和歌山県特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則 (NPO協働推進課)
- *48 和歌山県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則 (青少年課)

○ 訓令

- *19 旅券事務長設置に伴う事務決裁等の特別取扱規程の一部を改正する訓令 (人事課)
- *20 旅券駐在員設置に伴う事務決裁等の特別取扱規程の一部を改正する訓令 (")
- *21 出納室分室長の事務決裁等の特別取扱規程の一部を改正する訓令 (")
- *22 地域振興課分室長の事務決裁等の特別取扱規程の一部を改正する訓令 (")
- *23 情報政策課分室長の事務決裁等の特別取扱規程の一部を改正する訓令 (")
- *24 和歌山県税規程の一部を改正する訓令 (税務課)
- *25 和歌山県税収入事務規程の一部を改正する訓令 (")

規 則

和歌山県規則第46号

和歌山県税規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年3月31日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県税規則等の一部を改正する規則
(和歌山県税規則の一部改正)

第1条 和歌山県税規則(昭和25年和歌山県規則第56号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「振興局長並びに振興局(海草振興局を除く。)の県民行政部の部長及び副部長」を「県税事務所の長及び次長」に改め、同条第3号中「振興局税務部又は振興局県民行政部税務課」を「県税事務所」に改める。

第3条中「振興局」を「県税事務所」に改める。

第3条の次に次の1条を加える。

(法人の事業税及び軽油引取税に係る調査事務の嘱託)

第3条の2 県税事務所の長は、法人の事業税の賦課徴収

のため必要があるときは、知事が指定する県税事務所の長(以下この条において「指定事務所長」という。)と協議して、当該法人の事業税に係る納税義務者についての調査事務を指定事務所長に嘱託することができる。

2 県税事務所の長は、軽油引取税の賦課徴収のため必要があるときは、指定事務所長と協議して、当該軽油引取税に係る特別徴収義務者又は納税義務者についての調査事務を指定事務所長に嘱託することができる。

3 指定事務所長は、前2項の規定により、調査事務の嘱託を受けたときは、その旨を遅滞なく知事に通知するものとする。

第5条の2、第5条の2の2から第5条の3の3までの規定、第5条の3の5から第5条の4までの規定、第5条の6、第6条、第7条の3から第7条の5までの規定、第8条、第8条の3、第11条の2、第11条の4、第12条及び第13条中「振興局」を「県税事務所」に改める。

第14条第1項中「振興局」を「県税事務所」に改め、同項第1号の次に次の2号を加える。

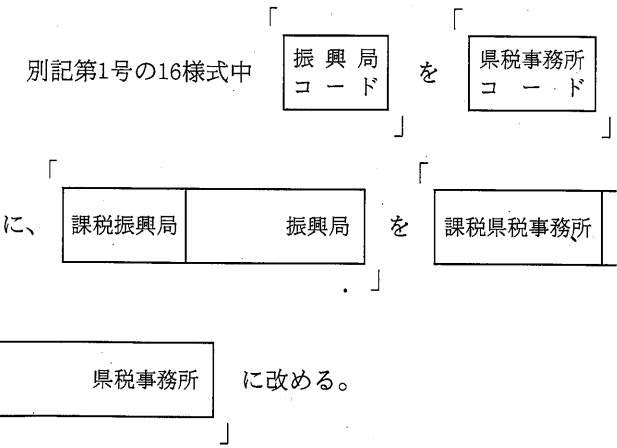
(1)の2 自動車税口座振替用納税通知書 別記第1号の2様式

(1)の3 口座振替通知書 別記第11号の3様式

第14条第7号中「法人等の県民税、法人事業税」を「法人県民税、事業税」に改め、同条第2項中「振興局」を「県税事務所」に改める。

別記第1号様式から別記第1号の9様式までの様式及び別記第1号の10様式(その2)から別記第1号の12の2様式までの様式中「振興局長」を「県税事務所長」に改める。

別記第1号の13様式から別記第1号の13の3様式までの様式中「振興局長」を「県税事務所長」に、「振興局の」を「県税事務所の」に改める。



別記第1号の17様式中「振興局」を「県税事務所」に改める。

別記第1号の18様式から別記第2号の4様式までの様式中「振興局長」を「県税事務所長」に改める。

別記第2号の6様式中「海草振興局長」を「和歌山県税事務所長」に改める。

別記第3号様式中「振興局長」を「県税事務所長」に改める。

別記第3号の2様式中「振興局長」を「県税事務所長」に、「振興局に」を「県税事務所に」に改める。

別記第3号の3様式(その1)から別記第4号の2様式までの様式中「振興局長」を「県税事務所長」に改める。

別記第4号の2の2様式中「振興局長」を「県税事務所長」に、「ウ 既存住宅を購入した場合は、和歌山県税

条例第42条の15第7項に掲げる書類」を 「ウ 土地の取
エ 既存住宅

得者と住宅の取得者が異なる場合は、土地の登記事項証を購入した場合は、和歌山県税条例第42条の15第7項に

明書
掲げる書類」に改める。

別記第4号の3様式から別記第4号の9様式までの様式、別記第5号様式、別記第5号の2様式、別記第5号の4様式、別記第5号の5様式及び別記第7号の2様式から別記第8号の2様式までの様式中「振興局長」を「県税事務所長」に改める。

別記第9号様式中「振興局」を「県税事務所」に改める。

別記第9号の2様式から別記第10号様式までの様式中「振興局長」を「県税事務所長」に改める。

別記第10号の2様式(その1)中「振興局長」を「県税事務所長」に、「営業開始年月日」を「事業開始年月日」に改める。

別記第10号の2様式(その2)中「営業開始年月日」を「事業開始年月日」に改める。

別記第10号の2の2様式中「振興局長」を「県税事務所長」に、「営業」を「事業」に改める。

別記第10号の2の3様式(その2)中「営業」を「事業」に改める。

別記第10号の2の6様式から別記第10号の2の8様式(その2)までの様式中「振興局長」を「県税事務所長」に改める。

別記第11号様式(その1)中「振興局保管」を「県税事

務所保管」に、「振興局
出納員」を「県税事務所
出納員」に、「振

興局長」を「県税事務所長」に改める。

別記第11号様式(その2)を次のように改める。

別記第 1 号様式 (第 14 条関係)
(その 2)
(表面)

和歌山 自動車税 納入領収済通知書 (公)

口座番号 00990-0-960115 加入者名 和歌山県出納長 税額 納付 区分 円

取納機回号 納付 番号 納付 区分 円

納期限 登録 番号 登録 番号 円

氏名 納付者 合計額 年度 領収日付印

CVS 取納局

(県税事務所保管) 取りまとめ銀行 紀陽銀行 支店・取りまとめ局 (〒640-8700) 和歌山中央郵便局

和歌山 自動車税 納入書 (公)

(金融機関宛)

加入者名 和歌山県出納長 口座番号 00990-0-960115 円

税額 円

標準金額 円

合計額 円

納付者氏名 納付番号 年度 領収日付印

課税区分 登録番号 納期限

和歌山 自動車税 納税通知書 業 領 収 証 書 (公)

納付コード 業種コード 大口コード

口座番号 00990-0-960115 加入者名 和歌山県出納長

納付番号 課税年度 税率(年税額) 円

登録番号 標準金額 円

納期限 合計 円

上記のとおり領収しました。

領収日付印

問い合わせは上記県税事務所へ

自動車税納税証明書
(継続検査用)

自動車登録番号

上記、自動車に係る自動車税は、滞納がないことを証明します。

車台番号 納税年次 有効期限 印

領収日付印

次のものは無効です。
1. 領収日付印のないもの
2. 登録番号に*印があるもの
3. 訂正されたもの

◎ 県税を納付する場所

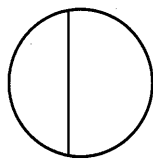
- 次の金融機関等
 - 紀陽、三菱東京UFJ、三井住友、泉州、商都、りそな、みずほ、百五、和歌山、関西アーバン、第三の各銀行
 - 三都信託銀行、住友信託銀行
 - きのくに、湯浅、新宮の各信用金庫
 - 近畿産業信用組合、ミレ信用組合、和歌山県医師信用組合、和歌山県信用農業協同組合連合会(各農業協同組合)、簡工組合中央金庫、和歌山県信用農業協同組合連合会(各漁業協同組合)、近畿労働金庫
 - 郵便局(近畿2府4県)
- 和歌山県各県税事務所(新宮出張所) 伊都・日高振興局総務室

※ 金融機関等の名称が変更となっている場合もございますのでご了承ください。
ご不明な場合は、お近くの県税事務所までお問い合わせ下さい。

別記第11号様式(その3)中「振興局保管」を「県税事務所保管」に、「振興局長」を「県税事務所長」に改める。

別記第11号様式(その4)中「振興局」を「県税事務所」に改め、同様式の次に次の3様式を加える。

別記第11号の2様式(第11条関係)



郵便はがき

様

自動車税納税通知 (口座振替分)

年 月 日

印

電話番号

自動車税納税通知書

| | |
|------|-------|
| 賦課年度 | 納貯コード |
| 納期限 | 年 月 日 |

| 内訳 | 登録番号 | 年 税 額 |
|----|------|-------|
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

| | |
|-------|--|
| 金融機関名 | |
| 口座番号 | |

1 課税の根拠

本税は地方税法第145条及び和歌山県税条例第59条、第61条の規定により賦課します。

2 賦課に不服がある場合

この処分について不服があるときは、この通知書の送達を受けた日の翌日から起算して60日以内に知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく所轄の県税事務所長を経由して提出してください。この処分の取消しを求めるときは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に県を被告として(知事が被告の代表者となります。)提起できることとされています。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決をされた後でなければ提起することができません。①審査請求があつた日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決をしないことにつき正当な理由があるときは、裁決をしないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記第 11 号の 3 様式 (第 14 条関係)
(その 1)

口座振替済のお知らせ

下記の県税をご指定の口座から振替 (引落し) しましたのでお知らせします。

| | | | |
|----|-------|--|----|
| 県税 | 個人事業税 | | |
| | 納税者番号 | | 期別 |
| | 振替金額 | | |
| | 振替日 | | |
| | 振出口座 | | |
| | 口座名義 | | |

様

県税事務所長 印

別記第 11 号の 3 様式 (第 14 条関係)
(その 2)

口座振替済のお知らせ

下記の県税をご指定の口座から振替 (引落し) しましたのでお知らせします。

| | | |
|----|------|--|
| 県税 | 自動車税 | |
| | 登録番号 | |
| | 振替金額 | |
| | 振替日 | |
| | 振出口座 | |
| | 口座名義 | |

様

印

県税事務所長

別記第12号様式から別記第16号の4様式までの様式及び別記第16号の6様式(その1)から別記第16号の7様式(その2)までの様式中「振興局長」を「県税事務所長」に改め、同様式の次に次の1様式を加える。

別記第 16 号の 7 様式 (第 14 条関係)
(その 3)

不動産取得税 (期間延長) 承認 (不承認) 通知書

年 月 日

様

県税事務所長 印

あなたの徴収猶予 (期間延長) 申請は、下記のとおり承認しましたので通知します。
(下記のとおり承認できませんので通知します)。

記

| | | | | | | | | | | | |
|--|----|---------|---------------------|------|---------|---|--------|---|---|---|---|
| 年度 | 年度 | 税目コード | 06 | 納税番号 | ! | - | - | ! | ! | ! | ! |
| 主たる不動産の所在地 | | | | | | | | | | | |
| 承認した徴収猶予期限 | | 年 月 日から | | | 年 月 日まで | | | | | | |
| 税 額 | | 当初課税額 | 当初の納期限まで に納めるべき額 | | | | 徴収猶予税額 | | | | |
| | | 円 | 円 | | | | 円 | | | | |
| 徴収猶予の事由又は承認できない理由 | | | | | | | | | | | |
| 備考 | | | | | | | | | | | |
| (お知らせ) | | | | | | | | | | | |
| この処分について不服があるときは、この通知書の送達を受けた日の翌日から起算して60日以内に知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく所轄の県税事務所長を経由して提出してください。この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に県を被告として(知事が被告の代表者となります。)提訴できることとされています。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。 | | | | | | | | | | | |

別記第16号の8様式から別記第16号の9様式(その2)までの様式中「振興局長」を「県税事務所長」に改め、同様式の次に次の1様式を加える。

別記第 16 号の 9 様式 (第 14 条関係)
(その 3)

不動産取得税の徴収猶予取消通知書

年 月 日

様

県税事務所長 印

年 月 日付けで承認した下記不動産取得税の徴収猶予は、次の理由でこれを取り消しましたから地方税法第 15 条の 3 第 3 項の規定により通知します。

記

| | | | | | | | | | | | |
|---|----|---------|----|------|---------|---|---|---|---|---|---|
| 年度 | 年度 | 税目コード | 06 | 納税番号 | : | - | - | : | : | : | : |
| 主たる不動産の所在地 | | | | | | | | | | | |
| 徴収猶予を受けた期間 | | 年 月 日から | | | 年 月 日まで | | | | | | |
| 徴収猶予を受けた税額 | | 円 | | | | | | | | | |
| 取り消した税額 | | 円 | | | | | | | | | |
| 取り消した理由 | | | | | | | | | | | |
| 備考 | | | | | | | | | | | |
| <p>(お知らせ)</p> <p>この処分について不服があるときは、この通知書の送達を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく所轄の県税事務所長を経由して提出してください。この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に県を被告として (知事が被告の代表者となります。) 提訴できることとされています。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から 3 か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> | | | | | | | | | | | |

別記第16号の10様式から別記第16号の25様式までの様式、別記第16号の26様式(その2)から別記第16号の26様式(その4)までの様式及び別記第16号の28様式から別記第16号の36様式までの様式中「振興局長」を「県税事務所長」に改める。

別記第17号様式中「振興局長」を「県税事務所長」に、「法人事業税・県民税」を「法人県民税・事業税」に改める。

別記第18号様式中「振興局長」を「県税事務所長」に改める。

別記第18号の2様式を次のように改める。

別記第 18 号の 2 様式 (第 14 条関係)

第 号
年 月 日

様

県税事務所長 印

法人事業税の更正の請求に関する通知書

地方税法第 72 条の 49 第 4 項の規定による請求について下記のとおり 更正した 請求の理由がない ので通知します。

| 本店所在地 | | | | 法人名 | |
|---------------|--|--------------------------|-----------------------|---------|--------|
| 本県内の主たる事務所所在地 | | | | 代表者 | |
| 事業年度 | | 自 年 月 日 至 年 月 日 | 修正申告書の提出又は更正決定を受けた年月日 | | 年 月 日 |
| 区分 | 課税標準額 | | 税額 | 請求書提出期限 | 年 月 日 |
| | 総額 | 本県分 | | | |
| 更正の対象となる税額 | 所得割 | 年 400 万円以下の金額 | | | 理 由 |
| | | 年 400 万円を超え年 800 万円以下の金額 | | | |
| | | 年 800 万円を超える金額 | | | |
| | | 計 | | | |
| 付価値加割 | 付加価値額 | | | | |
| | 資本等の金額 | | | | |
| 収入割 | 収入金額 | | | | |
| 更正額 | 所得割 | 年 400 万円以下の金額 | | | |
| | | 年 400 万円を超え年 800 万円以下の金額 | | | |
| | | 年 800 万円を超える金額 | | | |
| | | 計 | | | |
| 付価値加割 | 付加価値額 | | | | |
| | 資本等の金額 | | | | |
| 収入割 | 収入金額 | | | | |
| お知らせ | <p>この処分について不服があるときは、この通知書の送達を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に知事に審査請求することができます。審査請求書は、なるべく所轄の県税事務所長を経由して提出してください。この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る判決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に県を被告として（知事が被告の代表者となります。）提起できるとされています。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から 3 か月を経過しても判決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> | | | | |

別記第20号様式中「振興局長」を「県税事務所長」に
改め、同様式を別記第20号様式(その1)とし、同様式の
次に次の1様式を加える。

別記第 20 号様式 (第 14 条関係)
(その 2)

不動産取得税減額通知書

年 月 日

住所

氏名又は名称 様

県税事務所長 印

年 月 日賦課した不動産取得税を下記のとおり減額したので通知
します。

記

| 年度 | 納 税 番 号 | | |
|---------------|------------|--|---|
| 代表物件 所在・用途 | | | |
| 当初税額 | | | 円 |
| 今回減(免)額 | | | 円 |
| 減(免)額計 | | | 円 |
| 更正後税額 | | | 円 |

減額の理由

備考

(お知らせ)

この処分について不服があるときは、この通知書の送達を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく所轄の県税事務所長を経由して提出してください。この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に県を被告として (知事が被告の代表者となります。) 提訴できることとされています。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から 3 か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記第20号の2様式、別記第20号の3様式及び別記第22号様式から別記第26号様式までの様式中「振興局長」を「県税事務所長」に改める。

別記第30号様式(その1)から別記第30号様式(その3)までを次のように改める。

別記第 30 号 (第 14 条関係)
(その 1)

自動車税納税証明書

(継続検査用)

証明書番号 第 号

| | | | |
|----------------------|---|------|--|
| 納税済 年 度 | | | |
| 自動車 登録番号 | | 車台番号 | |
| 有効期限 | | | |
| 備 考 | | | |
| 車 検 用 | 上記を証明する。 | | |
| | 年 月 日 | | |
| | <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;"> 県 税 事 務 所 長 印 </div> | | |

備考 この証明書は、継続検査用として発行（再発行）する場合に使用するものとする。

別記第 30 号様式 (第 14 条関係)
(その 2)

自動車税納税証明書 (継続検査)

| |
|------------------------------------|
| 登録番号 |
| |
| 車台番号 (下 4 桁) |
| |
| 納税済年度 |
| |
| 有効期限 |
| |
| 上記自動車に係る自動車税に滞納がないことを証明します。 |
| 県税事務所長 印 |
| 登録番号・車台番号・有効期限・所長印に***印があるものは無効です。 |

備考 この証明書は、和歌山県指定金融機関に口座振替により納付された場合に使用するものとする。

別記第 30 号様式 (第 14 条関係)
(その 3)

自動車税納税証明書 (継続検査)

| |
|---|
| 登録番号 |
| |
| 車台番号 (下 4 桁) |
| |
| 納税済年度 |
| |
| 有効期限 |
| |
| 上記自動車に係る自動車税に滞納 がないことを証明します。 |
| 県税事務所長 印 |
| この証明書は車検を受けるときに必要となります ので、大切に保管してください。 |

備考 この証明書は、身体障害者等に対する自動車税の減免を受けた場合に使用するものとする。

別記第30号様式 (その3) の次に次の1様式を加える。

別記第 30 号様式 (第 14 条関係)
(その 4)

自動車税納税証明書
(継続検査用)

| |
|---------|
| 自動車登録番号 |
| |

上記、自動車に係る自動車税は、滞納がないことを証明します。

| | |
|-------|--|
| 車台番号 | |
| 納税済年度 | |

| |
|------|
| 有効期限 |
| |

| |
|---|
| 印 |
|---|

車検用

- 次のものは無効です。
1. 領収日付印のないもの
 2. 登録番号に * 印があるもの
 3. 訂正されたもの

| | |
|-----------------------|--|
| 領 収 日 付 印 | |
|-----------------------|--|

納税者保管

備考 この証明書は、納税通知書により納付を受けた場合に使用するものとする。

別記第31号様式、別記第33号の2様式及び別記第33号の4様式から別記第36号の3様式までの様式中「振興局長」を「県税事務所長」に改める。

(和歌山県低開発地域工業開発地区における県税の特別措置に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 和歌山県低開発地域工業開発地区における県税の特別措置に関する条例施行規則(昭和38年和歌山県規則第9号)の一部を次のように改正する。

第2条及び第3条中「振興局」を「県税事務所」に改める。

別記第1号様式から別記第2号様式(その2)までの様式中「振興局長」を「県税事務所長」に、「殿」を「様」に改める。

(納税貯蓄組合法施行規則の一部改正)

第3条 納税貯蓄組合法施行規則(昭和38年和歌山県規則第58号)の一部を次のように改正する。

第2条中「振興局長」を「県税事務所長」に改める。

別記第3号様式組合台帳(その7)の表中「部長」を「所長」に、「副部長」を「次長」に、「主任(係長)」を「総括主任」に改める。

(近畿圏の都市開発区域における県税の特別措置に関する条例施行規則の一部改正)

第4条 近畿圏の都市開発区域における県税の特別措置に関する条例施行規則(昭和41年和歌山県規則第123号)の一部を次のように改正する。

第2条及び第3条中「振興局」を「県税事務所」に改める。

別記第1号様式から別記第2号様式(その2)までの様式中「振興局長」を「県税事務所長」に、「殿」を「様」に改める。

(和歌山県農村地域工業等導入地区における県税の特別措置に関する条例施行規則の一部改正)

第5条 和歌山県農村地域工業等導入地区における県税の特別措置に関する条例施行規則(昭和48年和歌山県規則第20号)の一部を次のように改正する。

第2条及び第3条中「振興局」を「県税事務所」に改める。

別記第1号様式(その1)から別記第2号様式(その2)までの様式中「振興局長」を「県税事務所長」に、「殿」を「様」に改める。

(和歌山県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例施行規則の一部改正)

第6条 和歌山県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例施行規則(昭和62年和歌山県規則第22号)の一部を次のように改正する。

第2条及び第3条中「振興局」を「県税事務所」に改める。

別記第1号様式から別記第2号様式(その2)までの様式中「振興局長」を「県税事務所長」に、「殿」を「様」に改める。

(和歌山県総合保養地域重点整備地区における県税の特別措置に関する条例施行規則の一部改正)

第7条 和歌山県総合保養地域重点整備地区における県税の特別措置に関する条例施行規則(平成3年和歌山県規則第10号)の一部を次のように改正する。

第2条及び第3条中「振興局」を「県税事務所」に改める。

別記第1号様式から別記第2号様式(その2)までの様式中「振興局長」を「県税事務所長」に、「殿」を「様」に改める。

(和歌山県過疎地域における県税の特別措置に関する条例施行規則の一部改正)

第8条 和歌山県過疎地域における県税の特別措置に関する条例施行規則(平成12年和歌山県規則第164号)の一部を次のように改正する。

第2条及び第3条中「振興局」を「県税事務所」に改める。

別記第1号様式中「振興局長」を「県税事務所長」に、「殿」を「様」に改める。

別記第2号様式中「振興局長」を「県税事務所長」に改める。

(特定非営利活動法人に対する県税の特別措置に関する条例施行規則の一部改正)

第9条 特定非営利活動法人に対する県税の特別措置に関する条例施行規則(平成15年和歌山県規則第95号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式、別記第2号様式、別記第4号様式及び別記第5号様式中「振興局長」を「県税事務所長」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の規則に定める様式による用紙は、当分の間、これを修正して使用することができる。

和歌山県規則第47号

和歌山県特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年3月31日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県特定非営利活動促進法施行条例施行規則(平成10年和歌山県規則第100号)の一部を次のように改正する。

第18条の次に次の3条を加える。

(電磁的記録による作成の方法)

第19条 条例第14条第2項に規定する書面に代えて当該書面に係る電磁的記録を用いて行う作成について規則で定める方法は、特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物(以下「磁気ディスク等」という。)をもって調製する方法とする。

(電磁的記録による備置きの方法)

第20条 条例第14条第2項に規定する書面に代えて当該書面に係る電磁的記録を用いて行う備置きについて規則で定める方法は、次に掲げる方法のいずれかの方法とする。

- (1) 作成された電磁的記録を特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより備え置く方法
- (2) 書面に記載されている事項をスキャン(これに準ずる画像読み取り装置を含む。)により読み取ってできた電磁的記録を特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより備え置く方法

2 特定非営利活動法人が、前項の規定による備置きを行う場合は、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに明瞭かつ整然とした形式で使用に係る電子計算機その他の機器に表示し、又は書面を作成することができなければならない。

(電磁的記録による閲覧の方法)

第21条 条例第14条第2項に規定する書面に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により行う閲覧について規則で定める方法は、当該事項を特定非営利活動法人の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は当該事項を記載した書類による方法とする。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

和歌山県規則第48号

和歌山県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年3月31日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県青少年健全育成条例施行規則(昭和54年和歌山県規則第4号)の一部を次のように改正する。

第11条第1項第2号中「振興局県民行政部総務課」を「振興局総務室」に改め、同項に次の1号を加える。

(8) 前各号に掲げる者のほか、知事が別に定める者

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

訓 令

和歌山県訓令第19号

庁中一般
各地方機関

旅券事務長設置に伴う事務決裁等の特別取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成18年3月31日

和歌山県知事 木村良樹

旅券事務長設置に伴う事務決裁等の特別取扱規程の一部を改正する訓令

旅券事務長設置に伴う事務決裁等の特別取扱規程(平成7年和歌山県訓令第32号)の一部を次のように改正する。

第2条中「第242条第2項」を「第211条第2項」に改める。

附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

和歌山県訓令第20号

庁中一般
各地方機関

旅券駐在員設置に伴う事務決裁等の特別取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成18年3月31日

和歌山県知事 木村良樹

旅券駐在員設置に伴う事務決裁等の特別取扱規程の一部を改正する訓令

旅券駐在員設置に伴う事務決裁等の特別取扱規程(平成10年和歌山県訓令第26号)の一部を次のように改正する。

第2条中「第243条の2第2項」を「第213条第2項」に改める。

附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

和歌山県訓令第21号

庁中一般
各地方機関

出納室分室長の事務決裁等の特別取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成18年3月31日

和歌山県知事 木村良樹

出納室分室長の事務決裁等の特別取扱規程の一部を改正する訓令

出納室分室長の事務決裁等の特別取扱規程(平成14年和歌山県訓令第15号)の一部を次のように改正する。

第2条中「第242条第2項」を「第211条第2項」に改める。

附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

和歌山県訓令第22号

庁中一般
各地方機関

地域振興課分室長の事務決裁等の特別取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成18年3月31日

和歌山県知事 木 村 良 樹

地域振興課分室長の事務決裁等の特別取扱規程の一部を改正する訓令

地域振興課分室長の事務決裁等の特別取扱規程（平成17年和歌山県訓令第25号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第242条第2項」を「第211条第2項」に改める。

附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

和歌山県訓令第23号

庁中一般
各地方機関

情報政策課分室長の事務決裁等の特別取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成18年3月31日

和歌山県知事 木 村 良 樹

情報政策課分室長の事務決裁規程の特別取扱規程の一部を改正する訓令

情報政策課分室長の事務決裁等の特別取扱規程（平成17年和歌山県訓令第26号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第242条第2項」を「第211条第2項」に改める。

附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

和歌山県訓令第24号

総務部
振興局

和歌山県税規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成18年3月31日

和歌山県知事 木 村 良 樹

和歌山県税規程の一部を改正する訓令

和歌山県税規程（昭和29年和歌山県訓令第162号）の一部を次のように改正する。

第2条、第3条、第4条、第5条、第6条、第8条、第9条、第10条、第12条、第15条、第16条、第18条、第19条、第20条、第21条、第21条の2、第21条の3、第21条の4、第24条及び第

24条の2中「振興局」を「県税事務所」に改める。

第25条中「振興局」を「県税事務所」に改め、同条第12号の3の次に次の1号を加え、

(12) の3の2 免税軽油機械台帳 第12号の3の2様式

第25条第19号中「課税状況等報告書」を「ゴルフ場利用税課税状況等報告書」に改め、同条第20号を次のように改める。

(20) 軽油引取税課税状況等報告書 第20号様式

「部 長」 「所 長」 「副 長」 「次 長」
第1号中 を に、 を に、

「課 補 長 佐」 「総 主 括 任」
を に改め、同様式中係長の欄を削る。

第3号様式及び第3号の2様式中の「振興局長」を「県税事務所長」に、「貴振興局」を「貴県税事務所」に改める。

第4号様式（その1）を次のように改める。

第4号様式(第25条関係)
(その1)

ゴルフ場利用税賦課台帳

特徴者番号

年度 年 月 分

名称
氏名
住所

| 年月 | 年 | | 年 | | 年 | |
|-------------|----|----|----|----|----|----|
| | 月 | 分 | 月 | 分 | 月 | 分 |
| 区分 | 人員 | 税額 | 人員 | 税額 | 人員 | 税額 |
| 申告分 | | | | | | |
| 課税 差引額 | | | | | | |
| 加算金 | | | | | | |
| 更 決 分 | | | | | | |

| 年月 | 年 | | 年 | | 年 | |
|-------------|----|----|----|----|----|----|
| | 月 | 分 | 月 | 分 | 月 | 分 |
| 区分 | 人員 | 税額 | 人員 | 税額 | 人員 | 税額 |
| 申告分 | | | | | | |
| 課税 差引額 | | | | | | |
| 加算金 | | | | | | |
| 更 決 分 | | | | | | |

第7号様式を次のように改める。

第7号様式 (第25条関係)

ゴルフ場 利用 税 登録 台 帳

| | | | | | |
|-----------|--------|-------------|------------|---------|---------|
| 特別徴収義務者番号 | 登録証票番号 | 経営又は借受開始年月日 | 経営期間又は借受期間 | 証票交付年月日 | 証票返還年月日 |
| | | から | まで | | |

特別徴収義務者

| 住所 (所在地) | 氏名 (名称) | 代表者氏名 | 特記事項 |
|----------|---------|-------|------|
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

ゴルフ場

| 所在地 | 名称 | 施設の概要 | ホール数 | 特記事項 |
|-----|----|-------|------|------|
| | | | H | |
| | | | H | |
| | | | H | |
| | | | H | |
| | | | H | |

所有者

| 住所 (所在地) | 氏名 (名称) | 特別徴収義務者との関係 | 特記事項 |
|----------|---------|-------------|------|
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

第12号様式中「営業開始年月日」を「事業開始年月日」
に改める。

第12号の3様式を次のように改める。

第12号の3様式の次に次の1様式を加える。

第13号様式を次のように改める。

第13号様式(第25条関係)

個人県民税払込状況等報告書

(年 月 月 払込分)

年度

県税事務所

(単位 円)

| 区分 | 市町村の払込状況 | | | | 払込年月日 | 徴収月 | 県が徴収した徴収金額で県分として収納した額 | |
|-----|----------|------|---------|--------|----------|----------|-----------------------|------|
| | 現年課税額 | 滞納税額 | 繰越分延滞金額 | 現滞合計税額 | | | 税額 | 延滞金額 |
| 市町村 | 当月累計 | 当月累計 | 当月累計 | 当月累計 | 月分 月分 | 月分 月分 | | |
| | 当月累計 | 当月累計 | 当月累計 | 当月累計 | 月分 月分 | 月分 月分 | | |
| | 当月累計 | 当月累計 | 当月累計 | 当月累計 | 月分 月分 | 月分 月分 | | |
| | 当月累計 | 当月累計 | 当月累計 | 当月累計 | 月分 月分 | 月分 月分 | | |
| | 当月累計 | 当月累計 | 当月累計 | 当月累計 | 月分 月分 | 月分 月分 | | |
| | 当月累計 | 当月累計 | 当月累計 | 当月累計 | 月分 月分 | 月分 月分 | | |
| | 当月累計 | 当月累計 | 当月累計 | 当月累計 | 月分 月分 | 月分 月分 | | |
| 合計額 | | | | | 月分 月分 | 月分 月分 | | |

上段:清算分を記入
下段:清算分を含めた払込額を記入

第14号様式を次のように改める。

第14号様式(第25条関係)

年度 個人事業税賦課減額報告書(月分)

県税事務所名

(単位 円)

| 区分 | 前月までの累計 | | 本月課税 | | 本月減額 | | 差引本月分 | | 累計 | | 対前年 同月比 % |
|-----|-----------------|-----|-----------|-----|-----------|-----|-----------|-----|-----------|-----|-----------------|
| | 納義数 件数 | 調定額 | 納義数 件数 | 調定額 | 納義数 件数 | 調定額 | 納義数 件数 | 調定額 | 納義数 件数 | 調定額 | |
| 現 年 | 第1種 | 1 | | | | | | | | | |
| | 第2種 | 2 | | | | | | | | | |
| | 第3種 5%のもの | 3 | | | | | | | | | |
| | | 4 | | | | | | | | | |
| | 小計 (1+2+3+4) | 5 | | | | | | | | | |
| 過 年 | 第1種 | 6 | | | | | | | | | |
| | 第2種 | 7 | | | | | | | | | |
| | 第3種 5%のもの | 8 | | | | | | | | | |
| | | 9 | | | | | | | | | |
| | 小計 (6+7+8+9) | 10 | | | | | | | | | |
| 合 計 | 第1種 | 11 | | | | | | | | | |
| | 第2種 | 12 | | | | | | | | | |
| | 第3種 5%のもの | 13 | | | | | | | | | |
| | | 14 | | | | | | | | | |
| | 合計 (5+10) | 15 | | | | | | | | | |

(単位 人)

| 納税義務者数 | 第1種 | | 第2種 | | 第3種 | |
|--------|-----------|-----|-----------|-----|-----------|-----|
| | 納義数 件数 | 調定額 | 納義数 件数 | 調定額 | 納義数 件数 | 調定額 |
| | | | | | 第3種 3% | |
| | | | | | 第3種 5% | |
| | | | | | | 計 |

注 納税義務者数欄は、3月分報告のみに記入すること。

第19号様式を次のように改める。

第20号様式を次のように改める。

第20号様式(第25条関係)
(その1)
軽油引取税課税状況等報告書

| 区分 | 特約分 | | 業納分 | | 元納分 | | 販売業者 | その他 | 合計 |
|----|-----|----------|-----|----------|-----|----------|------|-----|----|
| | 件数 | 課税標準量(%) | 件数 | 課税標準量(%) | 件数 | 課税標準量(%) | | | |
| 申告 | | | | | | | | | |
| 更正 | | | | | | | | | |
| 決定 | | | | | | | | | |
| 合計 | | | | | | | | | |

| 区分 | 加算金(更正・決定分) | |
|-----|-------------|-------|
| | 件数 | 金額(円) |
| 過少 | | |
| 不申告 | | |
| 重 | | |
| 合計 | | |

| 区分 | 課税標準量累計(%) | 税額累計(円) |
|---------|------------|---------|
| 特約業者 | | |
| 元売業者 | | |
| 販売業者 | | |
| 保有者 | | |
| 免税軽油使用者 | | |
| その他 | | |
| 合計 | | |

| 区分 | 数量 | 量 (%) |
|------------------------|-------------|-------|
| ① 引渡しに係る軽油の納入数量 | | |
| 法第700条の3に該当するもの | | |
| 法第700条の5第1号に該当するもの | | |
| 法第700条の5第2号に該当するもの | | |
| 合衆国軍隊への納入数量 | | |
| ② 免税証による納入数量 | | |
| 特約業者分 | 1/100 | |
| 元売業者分 | 0.3/100 | |
| ③ 特約業者申告納付分 | | |
| ④ 販売業者申告納付分 | | |
| ⑤ その他申告納付分 | | |
| ⑥ 免税軽油の自己消費、譲渡数量及び普通徴収 | | |
| 課税標準量 | ①-②+③+④+⑤+⑥ | |

| |
|----|
| 備考 |
|----|

(その2) 軽油引取税課税状況等報告書

| 区分 | 免税軽油使用者の状況 | | | 当月免税証交付内訳 | | 免税軽油引渡状況 | | 当月免税証発行状況 | | | | | | | |
|-------------|------------|-----|-----|-----------|-----|----------|------|-----------|------|------|-----|----|---------|-------|-----|
| | 前月末 | 当月増 | 当月減 | 当月末 | (人) | 交付者数 | 交付数量 | (%) | 使用者数 | 引渡数量 | (%) | 券種 | 発行枚数(枚) | 発行分数量 | (%) |
| 漁業 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 船 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 航海標識等 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 鉄道用車両・軌道用車両 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 等 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 農業 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 等 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 林業 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 等 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 陶磁器製造業 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 建築用粘土製品製造業 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 鉄業 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 電気供給業 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 鉱物の掘採事業 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 地盤資源開発事業 | | | | | | | | | | | | | | | |
| とび・土工事業 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 窯さい・ガラス製造業 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 化学工業 | | | | | | | | | | | | | | | |
| セメント製品製造業 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 索道事業 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 倉庫業 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 港湾運送業 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 貨物運送取扱事業等 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 製紙業 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 廃棄物処理事業 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 木材加工業 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 木材市場業 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 漁船以外の船舶 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 港湾運送サービス業 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 石油製品製造業 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 自動車教習事業 | | | | | | | | | | | | | | | |
| たい肥製造業 | | | | | | | | | | | | | | | |
| ゴルフ場業 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 生コンクリート製造業 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | | | | | | | | | | | | | | | |

| 当月免税証出納状況 | | 当月受枚数 | | 当月払枚数 | | 書換枚数 | | 交付枚数 | | 当月末在庫枚数 | |
|------------|---|-------|---|-------|---|------|---|------|---|---------|---|
| 前月末在庫枚数 | 枚 | 当月受枚数 | 枚 | 当月払枚数 | 枚 | 書換枚数 | 枚 | 交付枚数 | 枚 | 当月末在庫枚数 | 枚 |
| | | | | | | | | | | | |
| 当月末保管免税証番号 | | | | | | | | | | | |

第22号様式中「振興局長」を「県税事務所長」に、「殿」を「様」に改める。

第31号様式(その4)中「部長」を「所長」に、「副部長」を「次長」に改める。

附 則

- 1 この訓令は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この訓令による改正前の和歌山県税規程に定める様式による用紙は、当分の間、これを修正して使用することができる。

和歌山県訓令第25号

総務部
振興局

和歌山県税収入事務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成18年3月31日

和歌山県知事 木 村 良 樹

和歌山県税収入事務規程の一部を改正する訓令

和歌山県税収入事務規程(昭和39年和歌山県訓令第16号)の一部を次のように改正する。

第36条第4項中「し、歳入徴収者に回付」を削る。

別記第3号様式中「振興局出納員」を「県税事務所出納員」に、「各振興局」を「各県税事務所」に、「振興局保管」を「県税事務所保管」に改める。

別記第5号様式中 「部 長」を 「出張所 長」に、「副 部 長」を 「出張所 長」に改める。

別記第8号様式及び別記第9号様式中 「振興局 コード」を 「出張所 長」に改める。

別記第8号様式及び別記第9号様式中 「振興局 コード」を 「出張所 長」に改める。

別記第8号様式及び別記第9号様式中 「振興局 コード」を 「出張所 長」に改める。

別記第13号様式中 「振興局 出納員」を 「県税事務所 出納員」に改める。

「他振興局課税分」を「他県税事務所課税分」に改める。

別記第17号様式中「振興局出納員」を「県税事務所出納員」に、「振興局」を「県税事務所」に改める。

別記第18号の2様式中「振興局出納員」を「県税事務所出納員」に改める。

別記第22号様式中「部長」を「所長」に、「副部長」を「次長」に改める。

別記第30号様式中「海草振興局」を「和歌山県税事務所」に、「那賀振興局」を「紀北県税事務所」に、「有田振興局」を「紀中県税事務所」に、「西牟婁振興局」を「紀南県税事務所」に改め、「伊都振興局」、「日高振興局」及び「東牟婁振興局」を削る。

別記第31号様式中「何振興局」を「県税事務所」に改める。

附 則

- 1 この訓令は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この訓令による改正前の和歌山県税収入事務規程に定める様式による用紙は、当分の間、これを修正して使用することができる。